

平成 2 7 年 6 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 1 日 開 催



審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>本日は、金谷委員から欠席する旨の届出があり、出席委員は4人であります。在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしますので、ただいまから、平成27年6月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、滝山委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成27年5月定例教育委員会会議（平成27年5月28日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することによってよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成27年5月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「国の登録有形文化財（建造物）への登録について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「国の登録有形文化財（建造物）への登録について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
片岡学校教育部長	<p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成27年5月18日付けから平成27年6月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第1号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により</p>

委員 各委員 各委員	員 委員 委員	長 員 長 員 長	<p>報告するものであります。</p> <p>主なものといたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。具体的な内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が5名、非常勤嘱託職員が1名となっております。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
委員 各委員 事務局職員	員 委員 職員	長 員 員	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
委員	員	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>